

## 休眠預金等活用法に係る異動事由について

当行は、休眠預金等活用法に係る追加規定の対象となる預金について、以下の事由を民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（以下「休眠預金等活用法」という。）にもとづく異動事由として取扱います。

### 【当座預金、納税準備預金】

- ①引出し、預入れ、振込みの受入れ、振込みによる払出し、口座振替その他の事由により預金額に異動があったこと（当行からの利子の支払に係るものを除きます。）
- ②手形または小切手の提示その他の第三者による支払の請求があったこと（当行が当該支払の請求を把握することができる場合に限り。）
- ③預金者等から、この預金について次に掲げる情報の提供の求めがあったこと（この預金が休眠預金等活用法第3条第1項にもとづく公告（以下、本項において「公告」といいます。）の対象となっている場合に限り。）
  - (a) 公告の対象となる預金であるかの該当性
  - (b) 預金者等が公告前の休眠預金等活用法にもとづく通知を受け取る住所地
- ④預金者等からの申し出にもとづく預貯金通帳の記帳（記帳する取引がなかった場合を除き、一部記帳においては2017年12月25日以降に限り。）もしくは繰越（2017年12月25日以降に限り。）があったこと
- ⑤預金者等からの残高の確認があったこと（当行が把握できる方法および残高証明書発行依頼等の一部取引においては2017年12月25日以降に限り。）
- ⑥預金者等からの申し出にもとづく契約内容または顧客情報の変更があったこと（当行が把握できる方法および住所変更・名義変更等の一部取引においては2017年12月25日以降に限り。）
- ⑦預金者等からこの預金について借入金の返済に利用する旨の申し出があったこと（当行が把握できる方法および2017年12月25日以降に限り。）
- ⑧預金者等が次に掲げる情報の全部または一部を受領したこと（当行が把握できる方法に限り。）
  - (a) 当行名称およびこの預金を取扱う店舗の名称
  - (b) この預金の種別
  - (c) 口座番号その他預金等の特定に必要な事項
  - (d) この預金の名義人の氏名または名称
  - (e) この預金の元本の額

## 【普通預金、貯蓄預金】

- ①引出し、預入れ、振込みの受入れ、振込みによる払出し、口座振替その他の事由により預金額に異動があったこと（当行からの利子の支払に係るものを除きます。）
- ②手形または小切手の提示その他の第三者による支払の請求があったこと（当行が当該支払の請求を把握することができる場合に限りします。）
- ③預金者等から、この預金について次に掲げる情報の提供の求めがあったこと（この預金が休眠預金等活用法第3条第1項にもとづく公告（以下、本項において「公告」といいます。）の対象となっている場合に限りします。）
  - (a) 公告の対象となる預金であるかの該当性
  - (b) 預金者等が公告前の休眠預金等活用法にもとづく通知を受け取る住所地
- ④預金者等からの申し出にもとづく預貯金通帳の記帳（記帳する取引がなかった場合を除き、一部記帳においては2017年12月25日以降に限りします。）もしくは繰越（2017年12月25日以降に限りします。）があったこと
- ⑤預金者等からの残高の確認があったこと（当行が把握できる方法および残高証明書発行依頼等の一部取引においては2017年12月25日以降に限りします。）
- ⑥預金者等からの申し出にもとづく契約内容または顧客情報の変更があったこと（当行が把握できる方法および住所変更・名義変更等の一部取引においては2017年12月25日以降に限りします。）
- ⑦預金者等からこの預金について借入金の返済に利用する旨の申し出があったこと（当行が把握できる方法および2017年12月25日以降に限りします。）
- ⑧預金者等が次に掲げる情報の全部または一部を受領したこと（当行が把握できる方法に限りします。）
  - (a) 当行名称およびこの預金を取扱う店舗の名称
  - (b) この預金の種別
  - (c) 口座番号その他預金等の特定に必要な事項
  - (d) この預金の名義人の氏名または名称
  - (e) この預金の元本の額
- ⑨総合口座取引規定にもとづく他の預金について前各号に掲げるいずれかの事由が生じたこと（当行が把握できる方法および残高証明書発行依頼・住所変更等の一部取引においては2017年12月25日以降に限りします。）

## 【通知預金】

- ①引出し、預入れ、その他の事由により預金額に異動があったこと（当行からの利子の支払に係るものを除きます。）
- ②預金者等から、この預金について次に掲げる情報の提供の求めがあったこと（この預金が休眠預金等活用法第3条第1項にもとづく公告（以下、本項において「公告」といいます。）の対象となっている場合に限ります。）
  - (a) 公告の対象となる預金であるかの該当性
  - (b) 預金者等が公告前の休眠預金等活用法にもとづく通知を受け取る住所地
- ③預金者等からの申し出にもとづく預貯金通帳の記帳（記帳する取引がなかった場合を除き、一部記帳においては2017年12月25日以降に限ります。）もしくは繰越（2017年12月25日以降に限ります。）があったこと
- ④預金者等からの残高の確認があったこと（当行が把握できる方法および残高証明書発行依頼等の一部取引においては2017年12月25日以降に限ります。）
- ⑤預金者等からの申し出にもとづく契約内容または顧客情報の変更があったこと（当行が把握できる方法および住所変更・名義変更等の一部取引においては2017年12月25日以降に限ります。）
- ⑥預金者等が次に掲げる情報の全部または一部を受領したこと（当行が把握できる方法に限ります。）
  - (a) 当行名称およびこの預金を取扱う店舗の名称
  - (b) この預金の種別
  - (c) 口座番号その他預金等の特定に必要な事項
  - (d) この預金の名義人の氏名または名称
  - (e) この預金の元本の額

【自由金利型定期預金（M型）《スーパー定期》、自動継続自由金利型定期預金（M型）《スーパー定期》、自由金利型定期預金、自動継続自由金利型定期預金、期日指定定期預金、自動継続期日指定定期預金、自動とりまとめ定期預金、自動積立定期預金（3年指定定期方式）、自動積立定期預金（自由金利型2年定期預金（M型）方式）】

- ①引出し、預入れ、口座振替その他の事由により預金額に異動があったこと（当行からの利子の支払に係るものを除きます。）
- ②預金者等から、この預金について次に掲げる情報の提供の求めがあったこと（この預金が休眠預金等活用法第3条第1項にもとづく公告（以下、本項において「公告」といいます。）の対象となっている場合に限りします。）
  - (a) 公告の対象となる預金であるかの該当性
  - (b) 預金者等が公告前の休眠預金等活用法にもとづく通知を受け取る住所地
- ③預金者等からの申し出にもとづく預貯金通帳の記帳（記帳する取引がなかった場合を除き、一部記帳においては2017年12月25日以降に限りします。）もしくは繰越（2017年12月25日以降に限りします。）があったこと
- ④預金者等からの残高の確認があったこと（当行が把握できる方法および残高証明書発行依頼等の一部取引においては2017年12月25日以降に限りします。）
- ⑤預金者等からの申し出にもとづく契約内容または顧客情報の変更があったこと（当行が把握できる方法および住所変更・名義変更等の一部取引においては2017年12月25日以降に限りします。）
- ⑥預金者等が次に掲げる情報の全部または一部を受領したこと（当行が把握できる方法および満期案内DMの到着等の一部取引においては2017年12月25日以降に限りします。）
  - (a) 当行名称およびこの預金を取扱う店舗の名称
  - (b) この預金の種別
  - (c) 口座番号その他預金等の特定に必要な事項
  - (d) この預金の名義人の氏名または名称
  - (e) この預金の元本の額
- ⑦総合口座取引規定にもとづく他の預金について前各号に掲げるいずれかの事由が生じたこと（当行が把握できる方法および残高証明書発行依頼・住所変更等の一部取引においては2017年12月25日以降に限りします。）

## 【総合口座】

- ①引出し、預入れ、振込みの受入れ、振込みによる払出し、口座振替その他の事由により預金額に異動があったこと（当行からの利子の支払に係るものを除きます。）
- ②手形または小切手の提示その他の第三者による支払の請求があったこと（当行が当該支払の請求を把握することができる場合に限りします。）
- ③預金者等から、この預金について次に掲げる情報の提供の求めがあったこと（この預金が休眠預金等活用法第3条第1項にもとづく公告（以下、本項において「公告」といいます。）の対象となっている場合に限りします。）
  - (a) 公告の対象となる預金であるかの該当性
  - (b) 預金者等が公告前の休眠預金等活用法にもとづく通知を受け取る住所地
- ④預金者等からの申し出にもとづく預貯金通帳の記帳（記帳する取引がなかった場合を除き、一部記帳においては2017年12月25日以降に限りします。）もしくは繰越（2017年12月25日以降に限りします。）があったこと
- ⑤預金者等からの残高の確認があったこと（当行が把握できる方法および残高証明書発行依頼等の一部取引においては2017年12月25日以降に限りします。）
- ⑥預金者等からの申し出にもとづく契約内容または顧客情報の変更があったこと（当行が把握できる方法および住所変更・名義変更等の一部取引においては2017年12月25日以降に限りします。）
- ⑦預金者等からこの預金について借入金の返済に利用する旨の申し出があったこと（当行が把握できる方法および2017年12月25日以降に限りします。）
- ⑧預金者等が次に掲げる情報の全部または一部を受領したこと（当行が把握できる方法および満期案内DMの到着等の一部取引においては2017年12月25日以降に限りします。）
  - (a) 当行名称およびこの預金を取扱う店舗の名称
  - (b) この預金の種別
  - (c) 口座番号その他預金等の特定に必要な事項
  - (d) この預金の名義人の氏名または名称
  - (e) この預金の元本の額
- ⑨総合口座取引規定にもとづく他の預金について前各号に掲げるいずれかの事由が生じたこと（当行が把握できる方法および残高証明書発行依頼・住所変更等の一部取引においては2017年12月25日以降に限りします。）